

令和3年3月

移動式クレーン定期自主検査者安全教育を

(クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分も含む)

福山市で11月17日(水)に開催します。



広島労働局長登録教習機関
(一社)日本クレーン協会西中四国支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会広島県支部



移動式クレーン定期自主検査者安全教育は、労働安全衛生法第45条第3項の規程の「移動式クレーン定期自主検査指針」に沿い、厚生労働省労働基準局長が定めたカリキュラムに基づき、移動式クレーンの定期自主検査者(年次検査・月例検査従事者)と新たに検査業務に従事しようとする者を対象に、安全で適正な検査の実施を図るため必要な知識の習得を目的として行う教育です。

つきましては、「移動式クレーン定期自主検査者安全教育」を実施しますので、申込書(当支部ホームページ掲載)により、申し込み下さい。

なお、この7時間コース教育は、「クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分を含む総ての移動式クレーン」の定期自主検査ができる内容の教育です。

また、この教育の修了者には当協会の「修了証」交付すると共に、修了者が年次の定期自主検査を実施した場合には、「定期自主検査指針」に基づき検査を行ったことを示すために、当協会が発行する「検査済ステッカー」を、クレーンに貼付することができます。

1 日時 令和3年11月17日(水) 9:00~17:15

2 場所 福山市新涯町二丁目30番10号
福山港湾福祉センター 会議室

3 受講料 13,345円 (テキスト代、消費税10%を含む)

4 科目及び時間

科 目	時 間	
定期自主検査の意義・関係法令・災害事例等	1時間	9:00~10:00
安全装置の検査に関する知識	1時間	10:05~11:05
荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	1時間	11:10~12:10
上部旋回体、下部走行体、及びアウトリガの検査に関する知識	3時間	13:00~16:10
フロントアタッチメントの検査に関する知識	1時間	16:15~17:15

5 申込み方法と申込み先

申込書(建荷協広島県支部ホームページ<http://www.sacl-hiroshima.jp/>に掲載)に必要な事項を記入の上、次へお申込み下さい。

〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目8-4 リョーコービル3階

一般社団法人 日本クレーン協会 西中四国支部

TEL 082-208-1881

Fax 082-208-1885

<http://www.crane-nishi.com>

受講料は、振込みでお願い致します。

もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 0238729

なお、振込手数料は貴社(殿)負担でお願いします。

納付された受講料は、事務処理上払い戻しは致しかねますのでご了承下さい。

6 申込み期間と受付時間

申込み期限は、令和3年11月8日(月)です。

ただし、申込み期限であっても定員(60名)に達した場合は、締め切ります。

7 その他

- (1) 本講習会は、欠講はもとより、遅刻、早退等の場合は、修了証の交付ができないのでご注意ください。
- (2) 受講される方は、講習日の受付で、本人確認ができる書類を提示または、提出して下さい。
- (3) ご照会等につきましては、日本クレーン協会 西中四国支部へお願いします。

以上